

「動物愛護管理基本指針」の答申について

平成 18 年 10 月 30 日

自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 概要

本基本指針等の策定は、改正動物愛護管理法（本年6月1日施行）に、新たに盛り込まれた措置。

動物愛護管理基本指針： 環境大臣

動物愛護管理推進計画： 都道府県知事

環境省においては、中央環境審議会動物愛護部会の意見を聴きながら、動物愛護管理施策の中長期的目標等を示す本基本指針の検討作業を進めてきたところ。

この度、10月13日に動物愛護部会が開催され、答申が出された。

本指針の告示は、この答申を踏まえて、本年10月31日に行う予定。

2. 検討経緯等

平成17年6月	改正法の公布（議員立法）
平成18年3月	審議会における基本指針の検討開始
5月	骨子案の検討、関係団体ヒアリング
6月	素案の検討
7月～8月	パブリック・コメント
10月	答申案の検討・告示

パブリック・コメントの結果概要

受付数：264通（メール、ファックス、郵送の合計）

意見数：1,314件

主な意見の例

- ・ 犬ねこの引取数ではなく殺処分率の半減を目標とすべき。
- ・ 所有者のいないねこを含め不妊去勢措置について助成金制度等により徹底すべき。
- ・ 多頭飼育による周辺の生活環境が損なわれている事例を課題として取り上げるべき。
- ・ 「3Rの原則」の必要性を普及啓発すべき。

3. 基本指針の主なポイント等

(1) 基本的枠組み

10カ年計画とし、構成は次のとおりとする。なお、策定後5カ年目に見直しを検討。

動物の愛護及び管理の基本的考え方

今後の施策展開の方向

動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

動物愛護管理基本指針の点検及び見直し

(2) 主なポイント

動物の愛護管理の基本的考え方

- ・ 命に対する感謝と畏敬の念を、動物の取扱いに反映
- ・ 危害や迷惑をかけないように、飼い主は、社会的責任を十分に自覚
- ・ 共感と参加を呼び起こすことのできる国民的総意に基づく理念を形成

今後の施策展開の方向

- ・ 譲渡等の推進により、犬及びねこの引取数を半減（42万頭 21万頭）
- ・ 普及啓発、個体識別等の推進により、動物の遺棄防止等を徹底
- ・ ガイドラインの策定等により、所有者のいないねこ等の適正管理を推進
- ・ 登録制度の着実な運用により、動物取扱業の一層の適正化を推進
- ・ 動物愛護管理推進員の委嘱を推進（21自治体 98自治体）

動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

- ・ 10カ年計画として、平成19年度末までに一斉に策定
- ・ 策定に当たっては、地域の事情に応じて、計画事項等を創意工夫するとともに、多様な意見の集約及び合意形成の確保に努める

